

第6回宍粟市総合計画審議会議事録（要旨）

日 時 平成23年2月7日（月）13時30分～16時30分
会 場 本庁舎
出席委員 林 昌彦委員、水谷 雄委員、西林 長太郎委員、春名 玄貴委員、平岩 直江委員、上
林 博幸委員、三渡 圭介委員、油田 久美子委員、池谷 奈穂委員、壺阪 興一郎委員、
津和野 泰明委員、春名 省吾委員、前野 佐和子委員、宗接 和人委員、小林 武美委
員、進藤 智彦委員、春名 千代委員
宍粟市 伊藤企画部長、岡崎企画部次長、宮崎企画管理課長、大谷企画管理課副課長、
（事務局） 大前企画管理課係長 西川企画管理課主査

- 議 事
- 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 審議事項
 - ① 市議会の提案による素案の修正
 - ② 担当部局からの素案の修正
 - ③ 審議会委員からの意見
 - ④ パブリックコメント実施結果
 - ⑤ 後期基本計画（素案）の答申について
 - 4 閉会
 - 配布資料 ①パブリックコメント実施結果
 - ②前期基本計画実績表

○事務局

皆さんご苦勞様です。今日は第6回目の審議会ということで、皆様に素案の審議をいただきパブリックコメントの募集をしました。1月26日には、この素案について、総務文教・民生生活・産業建設の常任委員会の連合審査会が開催され、林先生にアドバイザーとしてご出席いただきました。連合審査会の中で真剣な論議が交わされ、今日その1つに市議会の提案による素案の修正について、審議をしていただきたいと思いますと考えております。今日が1つのまとめの会ということで、最終的には第7回をもって市長への答申をお願いしたいと考えております。本日は5項目ありますが、慎重な審議をお願いします。では、次第の2番以降について、林会長の進行によりお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○会長

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今、部長のあいさつにもありましたが、残すところ今日と次回ということで、最後のとりまとめという段階に入りました。今日、これから議事を進めていくのですが、具体的な修正について1つずつ審議をいただくということになります。よろしくをお願いします。①市議会の提案による素案の修正についてです。今、部長のお話にもありましたが、少し経緯を私の方から説明をします。市議会から後期基本計画の素案について、93項目のご意見・ご質問がありました。このことについて、私との意見交換の場を持ちたいという申し入

れがありました。これまで、そういう機会がなかったということで、やはり宋栗市にとって重要なことですので出席しました。具体的には、1月26日に3つの常任理事会の連合審査会ということで全ての議員が出席されました。また、私と担当部長、基本計画の所轄の企画部の方と出席し、その会が開催されました。

93項目のご意見・ご質問については、担当部署より文書で回答してもらおうということでした。そもそも議会の権限としては、この計画の前提となる「基本構想」について、法律で議会の議決が必要になっています。この計画自体は、議会の議決が必要ではないが、やはり「構想」と「計画」は一体ではないかと議会としても関心を持たれており、実際に93の意見が出てきました。さらに、素案の修正以外にも、議会がこのような計画の策定にどう関わるべきなのかということについても考えておられる。今、「自治基本条例」や「議会基本条例」について、制定の準備をしています。3月には議会で審議が行なわれますので、そういう背景もあり議会の関与の仕方について、審議会の会長というよりは、私の個人的な意見として参考に伺いたいとのことでした。93の項目の中には、この素案に反映することができる、すべきではないかというものもありました。これは議会だから、議員だからというわけではなく、そういう意見もパブリックコメントで寄せられた意見と同じように審議をしようということで、今回取り上げた次第です。議員の特別な意見ということではないので、同じように1つ1つ素案への反映の適宜について、議論いただければと思います。では、お手元の資料、順番に進めていきます。1つ目が「2章1節24ページ」です。

○事務局

市議会からの提案です。5つのことについて提案をいただき、担当部局と調整し、その意見について修正をしていきたいと考えたものです。それでは、2章1節24ページから説明していきます。「駆除された有害鳥獣の産品化は」という意見をいただいています。これにつきましては、鹿の駆除にしばり担当部局の考え方としては、「鳥獣被害防止事業」を重点事業として位置付けて追加していきたいと考えます。2、3週間程前になりますが、兵庫県が鹿の駆除の頭数を2万頭から3万頭へ捕獲計画を見直しました。見直したことにより、その捕獲された鹿の産品化などシカ肉の安全性を消費者にPRするため、食肉処理に関する指針をまとめました。市にあたっては、その産品開発についても商工業の中でどういった展開が行っていきけるのか、具体について今後検討をしていきたいと思っています。そのような状況を踏まえて、重点事業として「鳥獣被害防止事業」を追加していきたいと考えています。

○会長

北海道では、鹿肉を使ったレストランなどがあります。これは、「鳥獣被害防止事業」の一環として、産品化を考えていくということですね。

○事務局

はい。そうです。

○会長

そういう主旨で重点事業に追加するという修正案なのですが、これについて、ご意見・ご質問等お願いします。少し進めてから意見をいただくこととします。2つ目をお願いします。

○事務局

それでは、素案の37ページの3章2節「安心できる保健・福祉・医療体制の充実（健康づくり）」についての意見です。その中で「自殺防止対策の記述がないのではないか」と意見をいただいています。

す。このことについて、担当部局の考え方のところで整理をさせていただいています。「こころの健康づくり」事業に取り組む中で、H22年度には「自殺対策強化事業」という事業にも具体的に取り組んでいます。ご指摘のとおり、この素案の中に具体的な記述がないので、追加をしたいと思っています。37ページの取り組みのあらまし「1. 生涯を通じた健康づくりの推進」の4つ目のとして、「こころの健康づくり(うつ病・自殺予防対策)を進めます。」と追加したいと考えています。

○会長

自殺の問題については、グループ別の討論の時も話題になったと思うのですが、その時はどのような議論になっていたのでしょうか。

○事務局

Bグループで議論になりました。担当から具体的な説明もさせていただきました。先ほど説明しました「現状と課題」の中にある「こころの健康づくり事業」が自殺対策やうつ病対策などの精神疾患対策に取り組んでいると審議の中で説明をいたしました。

○会長

全国的には自殺者の増加が問題になっています。宍粟市でもそれを重視した取り組みをすべきということで修正案が出てきているのですが、これについて、ご意見・ご質問等ありませんか。

○委員

表現の仕方として難しいのですが、自殺の原因は、うつなどの精神疾患だけでなく生活苦とかも。私たちのグループでも話題になったのですが、生活保護者が宍粟市は特に少ないですね。全国的にも減っているというのと自殺とは無関係ではないと話題にしたのですが。

○会長

もちろん経済的な問題や病気・持病そういうものを苦しめてとか、さまざまな原因がある中で、やはり健康というものは、身体の面だけではなく、こころも含めたトータル的な健全・健康であるという理解ですので、これを付け加えることにより、トータルな健康づくりということですね。書いてある内容にアクセントというか強調という意味で、心理的・精神的な面での健康を付け加えるということです。これについて意見等がなければ、次に進めさせていただきます。3つ目お願いします。

○事務局

次に、第5章6節104ページをお願いします。こちらについては「住環境の整備」の上下水道について整理しています。宍粟市では、合併後においても上下水道の料金体系に各町域で格差がありました。現在、議会で統一の料金について審議を行なっています。そのことも踏まえて、意見をいただいたと認識をしています。意見では、「現在の上下水道の供給能力からすれば、節水の呼びかけではなく、料金を引き下げ使用料を増やす施策が必要ではないか」という内容です。この整理としては、まず「節水の呼びかけ」は、施設の適正な管理・適正な使用に対する啓発のために行います。そのような中で、水道事業というのは、民間的な経理と同様に貸借対照表・損益計算書などの財務諸表を作成する会計であり、健全経営をめざし取り組んでいます。現在も井戸水・谷川の水を利用されている例もあり、接続率がまだ低い状況にあります。そういったことも含めて、現状と課題のところ、103ページになるのですが、「上下水道未接続世帯への加入促進を図る必要があります。」という点を追加し、施設の適正な管理に努めていきたいと整理をさせていただいています。

○会長

水道事業につきましては、基本的には独立採算制ということで、水道設備への投資は、利用者か

らの料金によって回収するという仕組みになっています。市の財政の中心となる会計は、一般会計といわれ、税収、その他の収入によって支出を賄うということなのですが、水道事業は、水道料金によって、その施設等を維持、管理していくということです。これについて、個別の問題ではあるのですが、宍粟市の水道事業の現状では、供給能力は十分余裕があるということです。経営を安定しようとするなら、供給量を増やして、料金収入を増やすということになります。供給量が少なければ、それだけ収入が少なくなるので、水道管を改修しようとするれば値上げをしなければならないということになります。そこで、供給能力に余裕があるという現状からすれば、もっと利用を増やしたほうが望ましいということです。もちろん、これは安全な水を供給していくということです。おそらく接続をするということは、市民の皆さんの意思でそういう契約をされるということです。市の方針として、供給量を増やす、加入世帯数を増やすという方向で考えているということですね。みなさんどのようにお考えですか。

○委員

先日、水道料金の統一についてお話を聞きました。そこでも話がありましたが、「みんなが使わないから料金が高くなるのか」という話がありました。特に一宮北部では、名水と呼ばれる「おいしい水」の出るところがたくさんあります。週末には車が列をなして、他のまちからどんどんお水をくみに来られているのですが、その「おいしい水」を地元の者が飲まずに、高い水道水を使うというのは、どうということかなとその場で話がありました。名水をもっと大切に飲みたいと意見があったのですが、市としては、水道水を使用してもらいたい。名水は名水として飲みたいし、大切にしたいなということがありました。山崎まで来るとそういうことがないと思うのですが、一宮も千種にも「おいしい水」がたくさんあるので、そういう「お水」を飲んでいきたいが、市から言われることも分かるので、その辺りでどうかと思いました。

○事務局

一宮町の名水七選は、みなさんもよくご存知だと思うのですが、湧水をそのまま管を通して取り出して名水としていますが、滅菌が100%できているかという保障がないのです。どの名水でも、煮沸してから飲まれるようお願いしています。先生が言われたように、名水を売ろうと考えたこともあったのですが、売るには滅菌器など相当の設備が必要で、なかなか採算が合わないということから、善意で汲んで帰っていただくということで名水を整理しています。行政としては、十分に滅菌をされて、安全な水を水道水として供給するというのが水道事業者としての使命です。しかし、田舎のことですから、昔はそういうことをせずに飲んでいたので、なかなか上水道の使用が上がらないというのが宍粟市の実態です。宍粟市においても井戸水が普及しているので、全体の35%くらいが自家水を使われているようです。そういうところが、都会ならば1日、1人あたり340～360㎡使う計算になるようですが、宍粟市では、1日、1人あたり250～260㎡の使用が実態です。水道事業を営む市としては、適正な水を飲んでいただきたいというのが正直なところです。

それともう1点、「安心・安全なまちづくり」をめざす中で、消火栓の設置については、上水道整備事業と併せて行っており、非常時には不可欠な部分であるということもあります。

○会長

無理やり加入しろというわけにもいきませんし、飲めるものがあるのに、わざわざお金を払って買うのかというのもならないと思うのですね。市の立場から水道経営の安定化は重要であるということは、もちろん分かりますし、赤字になるとそれも重要な問題になってきます。それが直接加入促進と

いう結果になると、今の話からいうといろいろなことを切り捨てて、そこだけが出てくる印象になりますね。

○委員

播磨町は、4 km 四方ほどの行政面積で水道にしても下水にしても設備をするのに、わずかな投資で済むのですね。宍粟は谷も様々ありますし、横の連絡網がありません。「安心・安全な水道水」を市民に供給するのが市の責任であり、千種町、一宮町、波賀町、山崎町の全域に同じように滅菌がされた飲料水を供給する義務がありまして、それをしようとすると播磨町、太子町と比べていただいても莫大な投資をしている。先ほど会長が言われたように、これは一般会計ではない特別会計で処理しています。まさに赤字の決算をしていると私も聞いています。そこが一番大きな問題なのです。ですから、隣に井戸が湧く、隣に水が湧く、こんなにきれいな水があるのに、水道を使え使えとはどういうことか。それはそうかもしれませんが、なかなか赤字を解消することは相当難しい問題だと私も聞いています。その辺のところ、一市民として、そのことを十分に踏まえていただいて、水道の料金については、ある程度の寛大な気持ちがないとどうにもやっていけないのではないかというふうに思います。

○会長

なんとなく事情がわかってきましたけれども。そういう中で、文言としてはどのように修正していくのかということですが。さらに何かご意見はありませんか。少し考えていただくこととして、次の4番目をお願いします。

○事務局

それでは、4番目の第6章5節119ページになります。「効果的・効率的な行財運営の推進」についての質問では、この後期基本計画5カ年を作成するにあたり、根本となる財政計画、財政的な収支の見通しが示されていないのではないかとということでした。担当部局の考え方では、この基本計画については、各章・各節にそれぞれの方針を定めています。その方針に基づき実施計画を策定することとなり、現在も並行して具体的な事業の整理をしています。また、実施計画を策定するには、財源との整合性を図る必要があります。「3 健全な財政運営の確保」に「徹底した事業の見直しを行い、真に必要な事業に取り組みます。」と追加し、本当に必要な事業を見極め、市民に理解してもらいながら事業を進めていきたいという意を込めてこのように追加をしました。

○会長

これについて、ご意見・ご質問等ありませんか。私の方から120ページ「1 行政手法の見直し」の2つ目に「行政評価により事業の有効性を評価する中でPDCAサイクルによる継続的な見直しを行ないます。」これは行政評価です。これの中には、事業の見直しも行うということも入っています。新たに追加する見直しは、重複しているような気がします。それから、財政の問題は、この審議会でも十分に議論していなかったと反省しているのですが、一般に「厳しい、厳しい」と言われているが、具体的にどれほど「厳しい」のかということについて、多くの市民が十分理解していないのが現状ではないかと思います。市の資料を見ても、数字が並んでいて、その数字がどういう意味を持っているのか直ぐに分からないし、行政用語で書いてあることが、市民にはよく分からないことがあるので、むしろ追加されるのであれば、その財政状況等について市民に十分説明し、理解を得たうえで、選択と集中を進めることが必要であります。121ページの「3 健全な財政運営の確保」の2つ目「財政状況をわかりやすく公表します。」というところをもっと大切などころではないかと思います。財政

の状況についても理解をして、そういう中であれもこれもできません。でもやらなければならない。市民の立場から何を重視していくのか。そのために、今までやってきた事業について、どのような結果になっているのか。どういう効果があったのか。どこに問題があるのか。改善の余地はどこにあるのか。これらのことを行政評価による見直しの情報を参考にして進めていくという意味で、「1行政手法の見直し」と関係はどうなるのか。

○事務局

ご指摘のとおり内容的には重複しているのではないかと思いますので、「1行政手法の見直し」の中で整理をさせていただくほうが重複しないのではないかと思います。再度、整理をさせていただきます。

○会長

第6章5節には、取り組みのあらましが3点あるのですが、1点目は「行政手法の見直し」ということです。個々の事業や施策について、1つ1つ見ていく性格のものです。2つ目は「組織機構の改革と人材の育成」ということで、個々の事業ではなく、全体としてどういう仕組みの中で事業を実施しているのかという「仕組み」を改めていくという面。そのことが3つ目の「健全な財政運営の確保」につながっていますというつながりだと思います。「事業の見直し」「仕組み・組織の見直し」「財政の見直し」という3面が一体となっている。そういう中で財政の問題を理解していくのかと思います。数字合わせでどこから削るのかという発想が強いのですが、財政を改善することだけを優先するのではなく、組織や個々の事業まで見ているという意味では、この記述の主旨はわかると思います。次のページにいきます。

○事務局

第3章3節「介護・生活支援体制の充実」の中から3つ議会より意見がありました。「①介護保険制度が始まった2000年からの認定率を示してください。」「②この指標の基礎となった年度ごとの65歳以上の高齢者の人口見込みを示してください。」「③要介護認定率と要支援認定率を合わせてまちづくり指標を設定しているが、それぞれ区分して整理するほうが良いのではないか。」その3点をいただきました。担当部局の考え方では、全国的に要介護認定率は、要介護者と要支援者を合わせたものを「認定率」と全国的に使われています。そのような状況を踏まえて、宍粟市も合わせたものを認定率として説明をしています。また、「要介護認定率」では、「H21年 18.2%」「H22年10月末 19.4%」という状況になっています。その状況を踏まえてまちづくり指標を見直す整理をしています。「H23年度 18.4%→20.5%」「H25年度 18.5%→22.8%」「H27年度 18.7%→25.4%」とします。

○会長

現状にあわせて上方修正をするということですね。今の説明では、統計上一緒にしているということですが、現状を知る上で、あるいは対策を立てる上で、要介護者と要支援者は分けた方がいいのではないかという意見だったと思うのです。統計の出し方がそうではなく、宍粟市としては、分けて現状を知り、分けて対策を立てる必要があるのか、それとも一緒にいいのかというのが問題だと思うのですが。

○事務局

もちろん2つに分けて整理していますので、それぞれの認定者の状況は把握しています。それぞれの対策を講じる中で、最終的に公表する指標については、2つをあわせたものを表示していきます。他の団体との認定率の状況を比較するにも容易にできます。

○会長

どちらが良いのかがわからないのですが、どうでしょうか。議会からいただいたことについては、ひと通り説明が終わりました。いったんここまで戻って、どうするかを決めていきたいと思うのですが、最初の問題については24ページでした。そのまま産品化ということでしたが、修正案としては、「鳥獣被害防止事業」を追加することとしています。産品化するかしないかは、今すぐ答えはでないということですね。

○事務局

そうですね。鹿肉の取り扱いでは、衛生面も含めて県が指針を示した中で、産品化をどのようにしていくかが課題となります。

○会長

重点事業として「鳥獣被害防止事業」について、今の宍粟市に重点事業にする必要があるのかどうか。鳥獣被害が重大な問題になっているのかどうかということなのですが。

○事務局

鳥獣被害というのは、宍粟市にとって大きな対策ととらえています。鳥獣被害のところで相当議論がありました。被害対策だけして駆除するだけでなく、それでは追いつかないだろう。本質の改善にはならない。山や森をつくって、鹿が住めるような環境をつくることから始めなければならないのではないかなど、たくさん意見がありました。それほど宍粟市にとって、鳥獣被害対策や鹿被害対策というのは、大きな行政課題だととらえています。

○会長

重点事業に追加すべきということですね。そういう修正でよろしいですか。

○委員

了承

○会長

では、修正のとおりとします。次が、37ページ「健康づくり」というところです。ここで「こころの健康づくり」を進めるということですが、これも重要な問題で市として取り組むべき課題であると認識されているかどうかということに関わるのですが。

○事務局

はい。これもまさに重点事業としてとらえています。全国では、3万人からの自殺者があり、宍粟市においても非常に重要な課題として今後も取り組んでいかなければならないと整理しています。自殺対策については、「健康しそう21」の計画の中で取り組んでいますが、それは何を指しているのかわからないので、「うつ病対策」「自殺予防対策」を追加いたしました。

○委員

現実に宍粟市のそういう方々のニーズというのは、増えつつあるのですか。

○事務局

生活苦とか家族との関係とか、ましてこのよううつ病とか、いろんな要素が含まれる中で自殺者は増えたり減ったりという状況です。昨年、新聞報道で兵庫県下の自殺者数では、宍粟市は3位だったと思います。それは、例えば岡山県の方が自殺をせざるを得ない状況で宍粟市で自殺されたというのも含めてなので、一概に宍粟市民が多いかどうかという分析は公表されていないのですが、他府県の人ばかりではないので、宍粟市もそのような事例が多い状況であると判断しています。

○会長

そういう現状認識の中で、重点的に取り組んでいくということでの修正です。では、この修正案のとおりということによろしいでしょうか。

○委員

了承

○会長

次に3番目が104ページ、水道です。

○委員

水道事業の会計が特別会計になっているのですが、もう少し詳細に説明をお願いします。

○事務局

水道事業の特別会計には2種類ありまして、民間企業に準じた会計をする上水道事業と山崎町の一部と波賀町・千種町・一宮町の簡易水道事業に区分されます。まず、上水道会計については、兵庫県下では非常に高い料金設定をしているのですが、それは将来の施設の更新に備えてということもあり、料金をしっかりいただきながら、安定的に施設改修もしていくということで、一般会計に頼らない独立した会計をしなければなりません。簡易水道事業の会計については、国民健康保険や介護保険などと同じような特別会計で、一般会計に頼らざるを得ない状況であり、みなさんからの税金で、その会計の赤字補てんをしながら運営しているのが現状です。水道事業において、このように一般会計の補てんがある簡易事業会計と純然たる一般会計から独立した上水道事業会計があります。

○委員

加入促進が必要であるというのは、上水道会計に組み込まれてからのことですか。

○事務局

将来的には、簡易水道事業と上水道事業を統合し、1つ経営として安定化させるというところで、将来の目標はあります。個々の水道のことは、簡易水道も上水道も市民にとっては区別なく宍粟市の水道水を安全に供給させていただくということに視点を置いていますので、その区別はしておりません。簡易水道でも上水道でも接続は高めていく必要があるとそのような認識をしていますが、どちらかといえば簡易水道の接続率が低いです。その部分が大きな課題だと思っています。上水道の部分については、ほぼ高い率で接続されています。

○委員

上水道は、山崎町区域ですか。

○事務局

上水道は戸原地区を除く山崎町区域です。

○委員

それ以外は、簡易水道ですか。

○事務局

戸原地区と北部3町は、簡易水道です。

○委員

上水道会計は赤字ですか。

○事務局

黒字です。

○委員

簡易水道会計は、市から補てんがありますか。

○事務局

いわば赤字です。

○委員

簡易水道と上水道とは、料金体系も違っていませんか。

○事務局

違っています。上水道のほうが高い負担をしてもらっています。簡易水道については、料金の統一をしていただこうと議会で提案しているところです。1点補足なのですが、先ほど委員さんから言われたことは、料金のことよりも、水の資源が宍粟市には良いものがあるから、逆にそれをもっと宍粟市の中で良いものに使ったらいいのかなと思いますので、整理をさせていただきます。

○会長

接続数を増やさなければ経営が安定しません。だから接続数を増やす取り組みをしますということになります。「現状と課題」のところ、加入促進を図ることが良いか悪いかは別として、現状としては供給余力があります。裏を返せば設備を十分に使っていません。それが、料金が高くなっていることに跳ね返っているという問題があるということです。啓発をして接続数を増やすという表現は、「現状と課題」のところからは避けた方が良いかと思うのですが、より客観的にこういう状況です、こういう状態に水道事業はありますという記述だけにしておいたほうが良いかと思うのですが。

○事務局

「現状と課題」のところ、水道普及率では、96.4%で県下平均普及率99.8%で3ポイントほど下回っていますが、3ポイントは大きな問題なのかというレベルだと思います。この普及率というのは、改良率を示しており、簡易水道地域において、水道整備をした面積部分を表しています。接続率を少し調べさせていただいて、宍粟市が大きく県下の他市町の平均よりも下回っているようであれば、現状として大きな課題があると位置づけさせていただき、そういう整理をさせていただいたらと思います。

○会長

すぐに結論は出ませんので、次回までの宿題ということで整理させていただきたいと思います。それでは、119ページのところにいきます。

○事務局

120ページの行政評価のところ、整理をさせていただいたほうが良いのかなと考えています。

○会長

行政評価のところと財政のところを関連付けてもう一度見ていただくということで、では、その次、47ページに戻りまして、介護のところ、要介護と要支援を分けてあるそうです。ここでは一緒に示しているのですが、これで差し障りはないという説明でしたが、いかかでしょうか。それから修正後の数値ですが、これの根拠は何ですか。

○事務局

平成17年度の国勢調査の数値をもとにして、まちづくり指標を設定しましたが、実際の認定率では平成22年10月末では、19.4%となっています。さらに、高齢化率が上向く状況を踏まえて再度整理をさせていただきました。

○会長

これは、このままあわせた数字で修正ということにするのか、やはり要介護者と要支援者とを分ける必要があるのかというどちらかを選ぶかということになるのですが。

○委員

認定率も大事ですが、認定されていても利用していない。住んでいる地域でかなりばらつきがあるみたいですが。宍粟市でも山崎町と一宮町はかなり近い利用者の数字が出ていたと思うのです。せっかく認定されていても利用されていないと思うが。

○会長

そういうことであるのですか。

○事務局

担当のほうに聞かなければ詳しく分からないのですが、今話題になっているのが保険料の負担のことを言われていることなのかなと思うのですが。サービスが嵩めば負担がそのまま家庭にふりかかってきます。そういう部分で、100のサービスを受けたいが、もう家計をやりくりしていくには、80とか70のサービスしか使えないとかいうところが、全国的にも問題になっているので、またあわせて宍粟市の状況は調べさせていただき、何らかの形でまとめて報告をさせていただきます。

○会長

それでは、それは次回回答してください。ここで議会の分は終わります。いったん休憩にさせていただきますと思います。

<休憩>

○会長

担当部局からの修正です。順番に説明をお願いします。

○事務局

本来なら第2回から第4回の集中審議の中で提案し、ご意見をいただくことが適切であったかと思いますが、庁内でも何度も確認をする中で、これが最終的な修正の提案になるかと思っておりますのでよろしくをお願いします。まず、1章1節の6ページになります。こちらについては「1 森林を生かした豊かな空間づくり」の5行目のところで「樹齢16～45年までの間伐期に入っている率59%」と示していましたが、再度検討して実際には「46%」が市内のこういう状況になっているということで修正の提案です。

○会長

これが正確な数値ということです。次をお願いします。

○事務局

第2章1節が2つありますので、あわせて説明します。まず、24ページで重点事業のところ「農地集積円滑化促進事業」という事業があります。こちらの事業は、平成22年度末に廃止となり、国が直接農業所得を保証する「農業者戸別所得補償制度」に平成23年度から本格的な実施に移行していくことが明確となったので、その点を整理しています。それともう1点、まちづくり指標の「有害駆除頭数」については、市議会からの最初の提案の「駆除された有害鳥獣」と関連していますが、兵庫県の鹿頭数の管理が2万頭から3万頭へ計画の見直しがありました。その状況を受け「有害駆除頭数」を平成23年度から平成27年度で、1,000頭を駆除していく目標でしたが、兵庫県の計画に基

づく約3,160頭数を捕獲する計画となり、まちづくり指標も見直しています。

○会長

3倍も増加する目標は大丈夫ですか。

○事務局

この割り振りの中では、宍粟市は大きな被害を受けている地域であり、それだけ駆除が必要とされています。兵庫県の中での目標数値になっていると聞いています。

○委員

説明を受けるとすごくわかるのですが、実際に数値を見ると、H22年度が861で、H23年度が急に3,160となると、何か補足的なことが必要ではないかと思えます。いかがでしょうか。

○会長

そうですね。どこか「現状と課題」というところで、被害が深刻になっていて、県のほうがそのような計画をしているとかいうのが必要ではないでしょうか。その全体の説明を入れるということを検討してください。

○事務局

はい、わかりました。もう一度、次回の会議にあわせて、1,000頭から約3倍に増えた点ももう一度確認し、報告させていただきます。

○会長

それでは、次をお願いします。

○事務局

次に25ページ「2 林業の振興」です。こちらについては、「現状と課題」の1行目のところに「将来的に輸入材の減少が危惧されるなか・・・」の「危惧」という言葉ではなく、将来的に輸入材の減少が予測」と客観的な表記に修正をいたします。

○会長

「危惧」というのは、「悪いことがおきる」という意味ですので、むしろ宍粟市にとって良い言葉ではないので、善悪が入らない言葉の「予測」に修正するということですね。

○事務局

次に2章4節の32ページの「観光の振興」です。まず1点が「取り組みのあらまし」の「1 観光資源の充実」のところで、「●観光振興計画を策定し、総合的かつ計画的な観光振興を推進します。」を補足し、「●特色ある観光資源を活かした魅力のあるまちづくりをめざした観光振興計画を策定し、総合的かつ計画的な観光振興を推進します。」と修正します。

○会長

これは計画のねらいをはっきりさせたものですね。ねらいが決定された政策的意図ですね。

○事務局

はい、そうです。

○会長

これは主旨をはっきりさせるということでの修正なので、意見がなければ次にいきたいと思えます。

○事務局

次に3章1節35ページ「1 小児化対策の総合的な推進」です。こちらについても「●安心して子

どもを生み育てられる環境整備に向け、宍粟市少子化対策推進総合計画に基づき、総合的・効果的に取り組みを推進します。」と修正します。安心して子どもを生み育てられる環境整備が宍粟市の大きなテーマとして位置づけをしている中でその文言を追加しています。

○会長

これも先ほどと同じように政策的な意図を明示するということですね。そういう意図について、意見がなければそうさせていただきますが、もう少しこういうのを付け加えればというご意見がありませんか。よろしいでしょうか。それでは次にいきます。

○事務局

次に4章4節66ページ「4生涯学習の推進」です。現在、「社会教育振興計画」の策定に取り組み、平成23年度を目途に進めています。「●ともに学び、ともに支え合い、学んだことが地域に還元できる生涯学習環境の整備に向け、社会教育振興計画を策定し、計画的な生涯学習の推進を図ります。」と追加させていただきます。

○会長

これも追加的な説明ですので、ご意見がなければそのまま進行させていただきます。では次をお願いします。

○事務局

第5章6節101ページ「住宅と公園の充実」ところで、「市民・事業者等と行政の役割」と「取り組みのあらまし」が同じ表記になっているので整理します。「行政が果たす役割」では「●市営住宅の需要の把握と地域の実情に応じた安全な居住環境の整備に努めます。」市営住宅の必要な状況、民間の住宅の供給などを総合的に踏まえて、地域の実情に応じた市営住宅の整備を進めることとして追加しています。そして「取り組みのあらまし」では、「●老朽化した市営住宅の整備を図るため、市営住宅整備計画に基づき更新（建替）します。」と修正しています。

○会長

確認ですが、今までも需要や地域の実情の把握など行なわれているわけですよね。

○事務局

はい、状況を踏まえて、この市営住宅整備計画の策定をしています。

○会長

では、次をお願いします。

○事務局

第6章1節110ページ「1地域自治、コミュニティ形成の推進」です。「取り組みのあらまし」「3市民参画と協働の推進」のところで修正・追加をしています。宍粟市では「自治基本条例」の制定をめざして、市のまちづくりに向けた基本的なルールや仕組みを整理しています。その30条に「市民提案制度」というのを設けております。まさに、市民の参画と協働の中でまちづくりを展開していくことを「後期基本計画」でまとめています。この間、委員のみなさんから具体的意見もいただいています。このような意見も市政に反映させる仕組みが必要であり、次のとおり追加します。「●市政に関し、市民が提案できる「市民提案制度」を設置し、市民の意見を反映した施策を展開します。」

○会長

この審議の中でも様々な提案がありましたが、「総合計画」では全体の方向性を示すものであり、個々の問題について全て記述するわけではありません。このような様々な提案の受け皿というのが必

要ではないかと前回の審議で提案しました。宍粟市では、「自治基本条例」の制定を進めております。この自治基本条例は、市の条例の中でも最上位に位置づけられ、まちづくりを進めていく際に「市民の参画と協働」をどう進めていくのか具体的なルールを定めた条例です。既にパブリックコメントも終わり、市長への答申も終わりましたので、3月議会に諮られる予定となっています。その中で「市民提案制度」は、市民の提案に対して、市は回答していくという制度です。ある市では、18歳以上であれば提案できるとか、1人でも提案できるのか、10名20名以上の署名があつて提案できるとか、制度の導入に向けてはかなり検討しなければならないことがあります。こういう制度を設けて、市民の意見を反映したまちづくりを進めることとしています。ですから、この「総合計画」の中でも、それを取り入れて市民の提案を反映させるような具体的な制度化を進めていくということを基本計画に盛り込んだらどうかということで修正を検討していただいたということです。また6章5節には職員の提案制度もあります。市民の提案制度もないとバランスが取れないということで、追加する提案をしています。そういう主旨で理解いただければ変更させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員

了承

○会長

では、次お願いします。

○事務局

第6章2節111ページ「2NPO、ボランティア活動の推進」です。「ボランティア登録団体数の推移」のところで、数値が若干異なると社会福祉協議会からの情報提供がありましたので、その数値に基づいて修正しています。また、「まちづくり指標」についても社会福祉協議会からの情報をもとに改めました。まず、ボランティア入門講座・養成講座参加者数のところの平成23年度から平成27年度の数値については、市の取り組む姿勢を見せる必要があるのではないかとという意見があり、「平成23年度は、130→150」「平成25年度は、150→180」「平成27年度は、150→200」と修正をします。もう1点「ボランティア連絡会登録団体数」という指標です。これについては、社会福祉協議会が運営を担っていただいています。連絡会への登録の区別をせず整理が必要ではないかと提案をうけ、「ボランティアの登録団体数」という表記に修正し、数値についても併せて整理しています。

○会長

意欲的に修正をされたということですが、これは回数を増やすのですか。回数は同じだけれど、宣伝等を行い参加を増やすということですか。

○事務局

この目標にどう近づけていくかということも含めて、これから具体的に検討していきたいと考えています。

○会長

目標ということですね。では最後、委員からの意見があります。

○事務局

11月26日の第5回の会議の後に委員さんからいただいた意見です。2章4節32ページ「4観光の振興」で「宍粟市50名山」といって、1,000m級の登山を選定し、宍粟市の1つの観光資源とし

てアピールしています。その中で「藤無山」が波賀町にありますが、50名山のガイドブックには「藤無山」の登山口を一宮ルートで紹介させています。その登山道にあたっては、大屋スキー場の方から1つと、波賀町の道谷ルートと3つ方向がありました。その中で50名山を選定する委員会により一宮町のルートが登りやすい状況にあるということでそのルートを紹介しています。そのことで、波賀町の道谷の方からもPRしてほしいという意見をいただきました。所管の産業部で検討したところ、「担当部局の考え方」では、地元のみなさんの協力を得ながら、道谷ルートの整備について検討していきたいと整理をしています。今、雪が非常に多い状況なので、雪が溶けた春先に現地を確認に行い、登山道について協議をしていきたいと考えています。

○会長

これは、修正等に関係ない事項ですね。

○事務局

はい。

○会長

観光資源発掘事業というのは、重点事業として取り組むこととなっておりますが、そこで50名山についても新たな資源としての一環かなと思いました。長時間にわたって続いておりますので、10分ほど休憩とします。再開した直後にもう一度今の点について確認していきたいと思えます。

<休憩後 再開>

○会長

それでは再開させていただきます。いくつかの点につきましては、事実関係の確認ということ、文言の見直しということで再提案させていただくということですが、追加のご意見、ご質問はありますでしょうか。無ければいくつか持ち越したものを以外は修正案とさせていただきます。

それでは、審議事項の4つ目ですが、パブリックコメント実施結果ということで、1ヶ月間の期間を設けて意見を募集いたしました。いただいた意見に対する回答についてこれから審議をします。まず、説明をお願いします。

○事務局

市民の方を対象にパブリックコメントという制度の中で意見をいただきました。12月24日から翌年の1月24日の約30日間で3人の方から15件の意見をいただいています。それについて、今から皆さんに審議いただきます。まず、基本的なところの説明をさせていただきます。意見の反映区分にあたっては、基本的にA～Eの5つに区分します。A：計画等に反映させるもの。B：計画等に反映済みのもの。C：今後の参考として整理をするもの。そして、計画等に反映することはできないものはD。この基本方針に沿った意見ではない、その他の感想や質問などの整理区分としてEとして、5つの区分に整理しています。それでは、1番から15番までひとつずつ、ご意見をいただきながら整理をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○会長

パブリックコメントの実施については、「意見に対する審議会の考え方」としてしています。いただいた意見に対して誰が責任を持って回答するのかということ。今この後期基本計画素案を検討して

いるのは、この審議会ですから、この審議会の意見を回答するという形式にしています。それを含めて答申として、市長にお返しし、その意見を受けて最終的な決定を行うという手続きになります。では、1番から順に説明してください。

○事務局

それでは1番の意見の概要からです。「基本的に後期基本計画は全ての項目において市民の実践すべき事項があげられており、宍粟市を守るためには働かなくてはならないと市民が自覚をしていくことが必要だ。」という貴重なご意見をいただいています。また、下から2行目にありますが、「是非とも全戸に周知徹底されると良いと思います。」と意見をいただいています。後期基本計画では「市民主体」のまちづくりをさらに推進するために、「市民・事業者等と行政の役割」を新たに設け、それぞれの役割を明確にするという視点をこの計画で大きな取り組みとさせていただきます。ご意見のとおりどのように周知をしていくかという点については、広報やふれあいミーティングなどを活用することが、市民主体のまちづくりへの一歩であると考え、幅広く周知をすることが重要であるという意見を審議会の意見として整理をしています。そして反映区分にあたっては、Eの整理をしていますが、Cの区分としても考えられるのかなと思っています。皆さんのご意見をいただきながら整理をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○会長

反映区分のAからEがあるのですが、AとBは計画等の素案に反映されるもので、すでに反映されているか、これはすぐに反映したほうが良いので修正しましょうというのがAになるわけです。C、D、Eというのは修正をしないということが共通しています。修正しないのですが、この素案に直接関係ないものもあるのですが、それは別のところで参考にできるのではないかとというのがCということになります。Dは結果としては反映できないということになります。Eは本来パブリックコメントで募集したのは、修正するかどうかという意見ですので、それとは直接関係無いということがEになります。

1番については、これは最後にありますが、全戸に周知徹底されると良いと思いますということで、周知のことですので、それは反映や修正には直接関係無いということで、反映区分はEとなります。それで、この計画の周知について、前回の審議会のところでも是非徹底してほしいというご意見がありました。もちろん、予算のこともあるので、どうなっているのかということをお尋ねしたのですが、具体的にはまだ決まっていないということでした。例えば、印刷をするにしろ何部印刷して全戸配布するのかしないのかということがまだ決まっていないということです。今のところは、広報には当然載るでしょうし、ふれあいミーティングや旧町単位でありますまちづくり協議会等あらゆるところを使って取り上げて周知を図るという見通しは決まっています。周知することが大切なのは当然なので、Cにして今後参考とすることや、この後に出てきますが具体的などころをこういうふうにしてほしいという委員会としての意見をつけて、これを検討してほしいということを市長さんに希望しますというようなコメントをつけるということも可能です。その表現の仕方でいろいろ選択肢があるので、少し詰めてからもう一度考えていきたいと思っています。では2つ目お願いします。

○事務局

それでは2ページをお願いします。「後期基本計画の策定にあたって前期基本計画では、各項目についてどんな内容でどこまで達成できたのか、後期基本計画の内容がこうなったという総括と流れが分かるとなお素晴らしいと思います。」という意見をいただいています。このことについては、第2

回から第4回の審議の中でも前期の実績表をご確認いただきながら、後期基本計画の素案について審議をいただきました。ホームページ等で公表し、より後期基本計画の策定過程が分かりやすいようにしていきたいと思っています。そして、前期基本計画の達成状況の点についてご質問いただいています。前期基本計画については、まちづくり指標といった目標値を設定していない計画になっていますので、どこまで達成したのか検証できないという点が問題でした。そこを解消するために、今回後期基本計画では目標を明確にしているというところでもあります。

○会長

前期の実績については、パブリックコメントの時に一緒に公表すればよかったなと反省するところですが、Eになっていますが、ご意見の通りにしますという点でCでもいいのかなと思います。今後どうするかというよりは直ぐにでも公表しますという回答になっています。また、後期基本計画では、指標を設定し客観的に検証できる計画となっております。では3番目をお願いします。

○事務局

「第1章 人と人、人と自然にやさしいまちづくり」についてです。これの第5節「生活景観の保全」について「飼い犬の散歩の際に糞の始末を十分にさせていただきたい。衛生面に問題があります。ビニール袋を持参しているが利用されていない状況にあります。」という現状のご意見をいただいています。それについては、飼い主のマナーについての取り組みを16～18ページの中で記述していますので反映済みとしてBと整理しています。

次は、4番「第3章 健康と福祉を育てる安心のまちづくり」のところですが。意見は「地域福祉の充実が 地域福祉の推進ではないかと考えます。また、後期基本計画に「地域福祉計画」との整合性や地域福祉計画そのものの記載がありません。」この間、委員さんに総合計画の構成について説明し、その構成の2段目にあたる基本計画について、今回審議をいただきました。「地域福祉の充実」を基本構想に掲げて、市民・福祉団体及び行政がそれぞれの役割を担い、連携と協働により地域福祉の推進に取り組んでいますので、変更しない整理をさせていただいています。また、地域福祉との整合性ですが、基本計画では基本的な方針を示し、皆さんに審議をいただいているわけですが、その基本方針に基づいて「地域福祉計画」のような分野別の個別計画をそれぞれの担当部署で計画を策定し、より具体的な計画を示すこととなっており、整合性を図り進めてまいりますので反映区分はEとしています。

○会長

充実と推進のどちらが良いのか難しいところがあると思います。それから地域福祉計画との整合性が重要であるということと言うまでもないことです。ですからEという区分になっているのはそういうことかと思えます。ただ、基本構想、基本計画との関係を整理しているのですが、これはもう少し説明があるかと思えます。10年間の基本構想を受けて基本計画があります。それから地域福祉計画以外にもそれぞれ重要な分野別の個別計画があります。では総合計画と分野別の計画の関係はどのようになっているのかということは、疑問に思われると思います。考え方として、整合性ということとは当然だから記述しないのか、当然だけれども記述するのか、個別計画との関係をどう見るのかということ市は議論しなければならないかと思えます。次は5番目です。

○事務局

これについても「第3章6節 地域福祉の充実」のところでご意見をいただいています。

「社会福祉協議会補助事業」、「民生委員児童委員協議会補助事業」、「老人クラブ活動等社会活動促進

事業」を重点事業として挙げているのですが、実際には補助金が削減されており、重点事業とは言い難いものがあります。また、老人クラブの事業も見直しもされています。このままでは計画といても計画にならないのではないのでしょうか。」というご意見をいただいています。審議会の考え方としては、「取り組みのあらまし」を推進するための主な具体的な事業を重点事業として今回、新たに表しています。市は限られた財源の中でそれぞれの「めざすまちの姿」の実現に向けて後期基本計画を推進することとしています。重点事業の実施にあたっては、各団体との連携が必要であり、一体となった取り組みとなるよう十分な協議が必要と考えるという整理をして反映区分は、E区分にしています。

○会長

ここでは、重点事業と言いながら補助金は削減されているのではないかというご意見です。それに対して重点事業であっても全てについて、やはり財政的には厳しいので見直しが必要ですよという意見になっています。そうすると財政状況はどうなっているのか。重点事業をどう位置付けるのか。選択と集中という意味はどうかという問題になります。実は議員さんからもそういうところの意見がありました。市の財政見通しについて説明をしていただけますか。財政見通しを明らかにする中でどういう計画を作っていくのかということが問題になると思います。

○事務局

財政の状況ですが、本日は資料の用意をしていません。今、行政改革懇談会を開催してまして、宍粟市の財政健全化に向けたプランを作っています。次回には、概要や財政フレームなどお示しができると思っています。18年に第1次の行財政改革大綱をまとめ、推進により31億円の削減効果があります。その31億円の効果は、例えば人件費を削減すると翌年度にもその削減効果があると累計したものです。このような行政改革に取り組み22年度あたりから基金を取り崩さなくても、収支が保たれた状況になっています。それまでの間は、財政収支不足により貯金を取り崩さなければならぬ状況になっていました。宍粟市の大きな課題としては、今は4町合併したので交付税が4つの町が存在したと想定された特例の交付税が入ってきています。それが合併のアメとムチのアメ部分で10年間はそのような制度が確保されています。平成28年度以降は5ヵ年をかけてそれが無くなります。ということは28年から5年かけて約19億円の収入が減る予定になっています。次の行財政改革大綱では、平成27年度まで黒字が確保できる改革、削減計画を検討しています。平成28年度以降の歳入が急激に減るので、歳出も急激に減らすと住民生活に支障が来たします。ですからそれまでに貯金を積んでおこうとしています。貯金を積んで収入が減るところを歳出を緩やかに下げていく、これしか手法がありません。それが今から5ヵ年で行う27年度までの行政改革です。それでは本質の10年間のプランというのは、まだ宍粟市においてはその部分が非常に懸念される場所ですが、今の5ヵ年の行政改革を進めながら、更に翌5ヵ年をまだ削減をしていく工夫が必要です。そういった中で非常に財政的に厳しい状況になっています。限られた財源の中でサービスを提供していくことが財政運営の基本になるかと思えます。

○会長

すると具体的な数値は、今日は出せないということで次回には出していただくということですが、そういう財政状況を前提にした上で、重点事業といえども削減と見直しをせざるを得ないというわけですね。そういう市の考え方を示していると。先ほども言いましたように、ご意見は予算を減らすの

はおかしいのではないかというコメントがあったということです。それに対して審議会の考えでは「十分な協議が必要と考えます。あるいは十分な協議をしてください。」ということ要望することも可能です。そういった意味で具体的な項目については、今後反映するCという回答の仕方もあるかと思いますが、では、次6番目です。

○事務局

第3章6節「地域福祉の充実」について「社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会との後期基本計画にあたってのヒアリングが必要ではないでしょうか。」という意見をいただいています。このことについては、前期基本計画中に関係団体と連携してすでに事業に取り組み、その中で実績を踏まえています。そしてまちづくりアンケートの結果を踏まえて、今回この基本方針を示しているという状況であるので、この間こういった団体との連携無くしては地域福祉の充実はできない状況にありますので、議論を深めながら前期基本計画でもさせていただいています。そういう前提で記述をさせていただいています。

○会長

これもすでにヒアリングや意見の取り組みは行っているという書き方ですから、そういう意味で反映していますという答え方もできるかもしれません。更に今後も反映する必要がある、あるいは希望しますというコメントを付けることも選択肢としてあります。次は7番目です。

○事務局

続きまして、こちらについても「地域福祉の充実」です。ご意見の中では「めざすまちの姿」の3行目に「地域ぐるみの福祉」という表記をしているのですが、「地域福祉」という言葉は学問上も成立しており、「地域福祉」に見直しを求めます。この「地域ぐるみの福祉」という表記にあたりましては、地域のさまざまな年齢層の市民がお互いに助け合って生きていくことを大切にするという意味を込めており、加えて、市民に分かりやすくする目的で「地域ぐるみ福祉」という表記をさせていただいています。そして反映区分については、意見をいただいているのですが、反映はできないものということで、Dの区分に整理しています。

○会長

このあたりで一旦切りたいと思うのですが、それぞれについて担当部署からたたき台が出ています。これにつきましては、審議会としての考えを示すということになります。これを更に修正をする場合、A、B、Cの変更も可能ですのでご意見いただければと思います。では、1番のところからですが、今はEとなっていますが、これについてご意見をいただきたいと思います。

○委員

市民主体のまちづくりへの一歩は、後期基本計画を幅広く周知することが重要であると記述してはどうか。

○会長

具体的な啓発としては決まっていないので、そういう手段がありますということの例示です。是非、全戸に配ってほしいという意見があれば、そのことをコメントに付けるというのは可能だと思います。周知が必要で重要であるということの主旨はおっしゃる通りだと思います。それに対して具体的な予算も決まっていない中で審議会としてはどういう考え方を示すかということです。今、言われた最後の文言を前に持ってくることも含めて、前後の配置をもう一度考えてみてください。

○事務局

わかりました。

○会長

コメントの一番の結論は最後のところで、全戸配布ということが提案なのですが、予算のことも配慮して有効な手段を取ってくださいというようなことを審議会としては希望します、または、求めますという表現にしたいと思いますがいかかでしょうか。それで、反映区分としては、今はEですが、主旨はごもっともですということでCにするのかどちらにするかというところですが。

それでは、2番目のところですが、これも流れが分かるようにということで早速ホームページで公開しますという回答をしております。ですからEになっているのですが、先ほどがEであるなら、これはEということになりますね。印象はあまり良くないですが、おっしゃることはきちんとしていますという説明は付けていますので。それから3番目では、これはすでに反映済です。ということですね。4番目です。これはEになっていますが、基本計画に関係することですので、ここではEというか、門前払いするような扱いになっていますが。

○委員

「地域福祉計画」をみました。すると上位の総合計画に基づきこの計画を策定していることとなっております。せっかくご意見をいただいているので、地域福祉計画の実現を希望しますと付け加えてはどうですか。

○会長

福祉全体としての方向性を総合計画ということで示すので、個別分野の具体的な議論は総合計画ではしない。そういう役割分担になっています。整合性が重要だということは言うまでもないわけで、そこまで否定するわけでもないですし、誤解されると困ります。せっかくいただいた貴重な意見なので、Eというよりはもう少し説明を付けて答え方を考えていただけないでしょうか。また、次回に議論したいと思います。

そういう意味で5番、6番についてもEとなっていますが、これも同主旨で見直していただけたらと思います。5については、財政状況ということ踏まえてこの計画の推進といえますか実現について、どう考えるのかと。個別の問題につきましても当然、当事者の方、福祉の分野であればそれぞれの団体との協議が必要であるということは、言うまでもないことなので、そういうことを審議会として要望するとか、あるいは、そういった主旨を踏まえて今後、そういう機会に意見を反映させる、今後生かすということでCというようなことも考えていただければと思います。最後に7番は、言葉の問題で「地域福祉」と「地域ぐるみの福祉」とどちらが良いのかは私もよく分からないのですが、担当部局の方は「地域ぐるみの福祉」の方がわかりやすい表現だという主旨で使っているようですが、学問上の成立といわれると。これももう一度見直していただけますか。

○事務局

わかりました。

○会長

では、8番から続けてお願いします。

○事務局

「第4章 ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり」について「青少年に対し、奉仕の

精神で、かつ喜び一杯で働くことを啓発していくことが、宍粟市の発展にきわめて重要である。」という意見をいただいています。4章の中に「青少年健全育成」と「学校教育の充実」という節があります。どの節で整理をするのか検討した結果「学校教育の充実」で整理をしています。青少年とは、小学生から概ね25歳から30歳までが定義されているわけですが、この整理をさせていただいた視点は、奉仕や労働について教育啓発は重要なことであり、次世代を担う子どもたちの育成を図るため、取り組みのあらましの「1生きる力を育てる学校教育の推進」を掲げ取り組むこととしております。また、教育をとおして生きる力を育てる、そういったところが青少年健全育成につながっていくという整理をしています。今の状況でいいますと、中学2年生では「トライやるウィーク」で市内の事業者の協力のもと、5日間の労働体験などを実施しています。整理区分は、Bとしています。

○会長

続いてお願いします。

○事務局

「第5章 快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり 5節 新しい交通手段の確保」について「もしもしバス河東線を総合病院まで延長し、さらに町内も運行していただきたい。また前日までの予約制となっているが、急な利用に対応できるような予約時間を緩和してほしい。」という意見です。審議会の考え方については、路線の拡張については、既存の路線バスとの重複路線区間の運行が認められない現実があり、非常に難しい状況であるということを書き記述させていただいています。また、もしもしバスの予約時間についての運行ルートの確認にあたりましても、運行準備に時間を要することから、半日前の予約が必要となっていますので、現在の体制で運行させていただいています。審議会の意見としても、いずれもすぐに解決することは困難ですが、市民ニーズに配慮してさらに検討することを市長に求めていきますということでBの整理をしています。

○会長

今後、見直しの時にはニーズに配慮することを求めますということにしています。そういった要望を大切にしていくこととすれば、EよりはCとしたほうが良いのではないかと思います。Bは反映しているということで事実の通りですが、高齢化ということで今後いろんな問題が出てくるかと思えます。そういう問題の解決の手段としては、やはり当事者のご意見、要望を大切にしていって具体的に解決していくということが市としては大切だろうということで審議会としてはそういうことを配慮してくださいという意見を付けています。

○事務局

次も「第5章5節 新しい交通手段の確保」について「自動車運転免許を有しない方や高齢者へタクシー等の割引券発行を希望します。」このような意見をいただいています。高齢化率は年々、増加傾向にあります。そういった中で自家用車からバスの利用等への交通手段の推進と、交通事故防止と環境に配慮した公共交通の利用促進を図ることが課題であり、今後、検討することを市長に求めますという整理をさせていただいています。

○会長

同じような形で整理していますが、一方がEで一方がCの区分で一貫していないので、再度検討をお願いしたいと思います。では11番をお願いします。

○事務局

次は、「5章6節 住環境の整備（住宅・公園の充実）」について「公園を造っていただき、スポー

ツレクリエーションの場が出来るのを楽しみにしております。現在スポーツセンターへ行くのに苦労している状況です。」という意見をいただいています。この意見にあたって、取り組みのあらましに「2公園・緑地の整備促進」のところの表記、「地域に密着した公園づくりを推進するため、・・・」としています。これを改めて「地域に密着した公園づくりを推進するとともに、・・・」という表記に変更しています。現在の公園の維持管理を市民と共に協働で管理していきたいという視点で整理をさせていただいていますが、今後の宍粟市の公園の整備について検討していく必要があるというところで、地域に密着した公園づくりを推進していくという点と、維持管理については、市民との間の中で仕組みを構築していくと、そのように公園づくりの推進を整理し、Aの整理をしています。

○会長

これはAということで、原案を修正するという回答になっています。続けてお願いします。

○事務局

「第6章 住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり」の「第1節 地域自治、コミュニティ形成の推進」について「地域自治・コミュニティ形成の推進とあるが、「地域自治」というよりも「住民自治」という表現がしっくりくるように思います。」というご意見をいただいています。取り組みのあらましの「3 市民参画と協働の推進」の1つ目に「市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にした自治基本条例に基づき、多様な市民参画によるまちづくりの一層の推進を図ります。」という記述があります。そこに住民自治を意図したものでありますので、反映済のBの整理をしています。

○会長

次の2つも関連しているので、合わせてお願いします。

○事務局

13番「第2節 NPOボランティア活動の推進」です。「社会福祉協議会が実施する事業との整合性もありますので、協議をよろしくお願いします。」これについて、審議会の意見としては、後期基本計画における基本方針に基づいて具体的な事業を今後、市が計画していきますので、その具体的な事業と社会福祉協議会が実施される事業の整合性を図ることとなります。

次に、「重点事業にある社会福祉協議会補助事業は、県・市ともに大幅な削減方向ですが、この状況では推進することにならないのではないのでしょうか。」このことについても、5番の意見と同趣旨の内容であるため、同じ表現をさせていただいています。方向についてはEの整理をしています。

○会長

5番のところと重複しているので、一貫して見直しをしていくということになります。13番についても、協議が必要であることで、それは当然、当事者と意見交換をするというのは必要だと思えます。そういう意味では、これまでもありましたが、今後のところでそういう協議はきちんとやってくださいということコメントとして付けることも選択肢です。同じような回答をすれば、こっだけ例外とするわけにはいきませんので、そうするとEとなっていますが、見直しが必要ということになります。最後15番お願いします。

○事務局

第2節のところ「ボランティア連絡会登録団体数の目標値において、増加傾向になっておりません。」と意見をいただいています。先ほど説明をさせていただいたとおり、ボランティア入門講座、養成講座の参加者数のまちづくり指標を見直し、併せてボランティア登録団体数の指標も見直してい

ます。

○会長

事前にお示しすることができなかつたので、今日は説明を主にしました。次回の会議までにご意見をいただいて、それを考慮した上でもう一度、原案の提案をしていただき、特に審議会の考え方としての回答という文章となるように整理していただきたいと思います。ただ、今のところ是非言っておきたいということがありましたらお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員

「第4章 ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり」の8番の質問がありますが、青少年に対し、奉仕の精神で、かつ喜びいっぱい働くことを啓発していくことが、宍粟市の発展にきわめて重要だと私は考えています。というこの答えに対して、書き方が難しいでしょうが、この文章は質問の文章だけで捉えますと、学校教育のみならず、地域教育とか家庭教育など、全般を指摘なさっておられるのではないかという気がするのです。特に学校教育ということになってくると、道徳や倫理、そういう人間としての基本的な問題をもっと子どもの時から教育してはどうですかという風な意見に聞こえてならないのです。そういう風に捉えられているのであれば、答えは少しずれているような思いがいたしますけれども、もう一度ご一考していただければ結構かと思えます。

○会長

素案の意図、主旨をもう一度見て検討をお願いします。他にありませんか。

○委員

11番の公園・スポーツレクリエーションのところですが、地域に密着した公園づくりということで、私はPTAなどで聞いてみたのですが、「公園は少ないですか？」と聞いてみると、「宍粟市内にはあるのはあると思うが。」という話から、使える公園が少ない。例えば、よちよち歩きぐらいとかだと、少し遊ぶような乗り物があるとか、あるいはスポーツしたり、野球をするにも場所が無いというような意見を聞いたりしましたが、地域に密着した公園づくりはなかなか難しいのですが、結局コミュニティをそこで作りたいということではないかなと思うのですが、そう考えると、コミュニティを形成するような場をつくるということが、ここで言われていることなのかと思います。次の12番にも地域自治、コミュニティが非常に言われているので、この言葉を地域に密着したというか、コミュニティ形成のための場をつくるという意味を含めた公園づくりというようなことを考えていただけたらと思います。

○会長

他にございませんか。では、また、意見があれば事務局に言っていただいて、それを踏まえて最終的な修正案、回答案をだしていただきたいと思います。審議事項の最後5番目に入ります。後期基本計画（案）の答申について説明をお願いします。

○事務局

今日の意見を整理して、また皆さんにご確認をいただきたいと思います。そして最終的に審議会として答申をいただきます。その答申（案）について協議をしていただきたいと思います。案では、「基本計画について慎重に審議した結果、別添計画案のとおり成案を得ましたのでここに答申します。」これまでの間にみなさんからいただいた意見を素案に反映して、計画案の成案として審議会から市長に答申をしていただくこととなります。2ページには審議会の委員さんの構成があり、3ページ目にこの成案がどのような審議の経過であったか、審議の開催の状況、パブリックコメントの状況を整理さ

せていただいています。答申の添付資料は、「素案についての修正及び追加等補足意見整理表」を今日の意見を整理させていただいて、全体的な整理表にまとめさせていただきたいと思います。25日の審議会で答申をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○会長

これも手続きになりますが、第1回目のところでも市長さんから後期基本計画の素案について諮問がありましたので、それに対して成案をお返しするという答申で審議会の役割を終えるということになります。答申方法についてはいろいろあるそうですが、シンプルにしております。いろいろ付随の意見をコメントで付けるという形式がありますが、なお書きのところでも周知をしていただくということをお願いしますと一点だけを付けております。これ以外についても、こういうことについて配慮してほしいとか、審議会としてまとめれば追加をすることができます。それについても後日ご意見をいただいて、次回は答申しなければならないので手続きに合わせて決定をしたいと思います。時間が過ぎていきますので終わりにしなければならないのですが、最後にこれだけということはございませんでしょうか。

○委員

私は自治会の責任者としてここに参加させていただいているのですが、この113ページにも書いてありますとおり宍粟市の現状である少子高齢化で自治会の運営ということが非常に危ぶまれているところです。本市は157の自治会のうち限界集落が4集落、準限界集落は24集落あり、大部分が市内の北部となっています。労働力の低下、遊休農地の増加が問題でございます。将来この宍粟市の未来を支えていく団塊の世代も高齢化が進むことにより、地域力の低下が加速することが予測されます。市民と行政がそれぞれの役割を認識し、新たなまちづくり活動をすることが求められておりますというようなことがここに謳ってありますが、全くそのとおりだと思っています。こうした意味におきましても、十分に意味のある答申をしていただくようによりしくお願いを申し上げます。

○会長

ありがとうございました。他にありませんか。無ければ最後の閉会のあいさつとさせていただきますが、次回についてお願いします。

○事務局

今日のご意見をいただく中で、一部本計画の修正などが必要であると思います。それは最後の審議会で確認をしていただかないと素案にはなりません。それと合わせてパブリックコメントの意見も、委員さんからもありました地域福祉計画などは入れるべきではないかというご意見をいただいていますので、それを整理して25日の審議会でご確認いただきたいと思います。

○会長

それでは閉会のあいさつを副会長にお願いします。

○副会長

長時間にわたる審議会をありがとうございました。多くの項目をまとめるには、非常に時間がなかったのかなと思います。今回の検討事項を含め事務局の方におかれましては、次回の会議までに整理することが大変かと思いますが、よろしくお願いします。また、委員の方々におかれましても、ご協力の方よりお願いいたしまして、第6回宍粟市総合計画審議会を閉会させていただきます。